

主任技術者の専任要件の緩和について

令和 7 年 2 月 1 日
大崎市総務部財政課

公共工事に配置する主任技術者は、建設工事の適正な施工を確保するため、請負代金額が 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）以上のものについては、現場ごとの専任を要件とされており、大崎市では専任要件を緩和し運用してきましたが、工事現場相互の距離を 5km から 10km に拡大します。

記

1 緩和措置の内容

請負代金額が 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）以上の工事のうち、次の要件をすべて満たすものについては、主任技術者の兼任を 2 件まで認めることとします。

- (1) 国、県又は市町村が発注する工事であること。
- (2) 工事現場の相互の間隔が、自動車で通行可能な経路で 10 km 程度以下であること。

2 手続き

- (1) 主任技術者を兼任させる場合は、主任技術者兼任届を各工事発注担当課に 1 部ずつ提出してください。（各届書に、兼任する一方の工事の工事請負契約書頭書（写し）を添付してください。）
- (2) 兼任届出済みの工事において、変更契約により工期又は請負代金額を変更した場合は、兼任する一方の工事発注担当課に工事請負変更契約書頭書（写し）を提出してください。
- (3) 兼任の適否については、事前に各工事発注担当課にご確認願います。
- (4) 一方の工事の発注元が大崎市以外である場合は、その発注元の手続きに従ってください。

3 適用日

令和 7 年 2 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用します。

4 その他

- (1) 本運用は、直接元請人に限らず下請人にも適用できるものとします。
- (2) 本運用は、専任の主任技術者が対象であり、専任の監理技術者については従前のとおりです。
- (3) 本運用は、公共工事に配置する専任の主任技術者が対象であり、営業所における専任の技術者については従前のとおりです。